５－２　（略）

５－３　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第７章の２及び第９章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日以後になされた回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－２の表）に定めるとおりとする。

（表　略）

５－４　（略）

第６章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第10章が適用される航空機

６－１　最大離陸重量が8,618kg以下のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機、第９章の騒音の基準を適用する飛行機並びに巡航時にのみ動力を使用する動力滑空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ～ｅ　（略）

（表　略）

６－２　（略）

第７章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第11章が適用される航空機

７－１　最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第５章、第７章の２及び第９章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ・ｂ　（略）

（表　略）

７－２　最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第５章、第７章の２及び第９章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日以後になされたものの騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

（表　略）

第７章の２　（略）

第８章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第14章が適用される航空機

８－１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が610m以下の航空機、農業用及び消防用の航空機並びに第９章の騒音の基準を適用する航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ～ｃ　（略）

（表　略）

８－２　（略）

５－２　（略）

５－３　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第７章の２の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日以後になされた回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－２の表）に定めるとおりとする。

（表　略）

５－４　（略）

第６章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第10章が適用される航空機

６－１　最大離陸重量が8,618kg以下のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機並びに巡航時にのみ動力を使用する動力滑空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ～ｅ　（略）

（表　略）

６－２　（略）

第７章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第11章が適用される航空機

７－１　最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第５章及び第７章の２の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ・ｂ　（略）

（表　略）

７－２　最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第５章及び第７章の２の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日以後になされたものの騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

（表　略）

第７章の２　（略）

第８章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第14章が適用される航空機

８－１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が610m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ～ｃ　（略）

（表　略）

８－２　（略）